

自己負担限度額の引き上げなど 8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度は、1か月に医療機関等に支払った医療費が高額になった場合に、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

近年、少子高齢化や医療の高度化、高額な医薬品の開発・普及などにより、医療費全体が増加しています。こうした状況を踏まえ、高度な医療が必要となった際のセーフティネット機能である高額療養費制度を維持し、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、見直しが行われます。

◆主な見直しの内容

①自己負担限度額の引き上げ

すべての所得区分でひと月あたりの自己負担限度額が約4～7％程度引き上げられます。

②年間上限額の新設

自己負担額が「月額上限」に達しない場合でも、1年間(8月～翌年7月)における合計が「年間上限」に達した場合、それ以上の医療費は還付を受けることができます。

③多数回該当は維持

直近12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合、4回目から限度額が下がる多数回該当の仕組みは維持され、下がった後の限度額も据え置かれます。

④外来特例の年間上限の新設(70歳以上の住民税非課税世帯Ⅱの人)

外来特例の自己負担限度額も引き上げられますが、月ごとの自己負担額が積み上がり、「年間上限」に達した場合は還付を受けることができます。

◆自己負担限度額

適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】(世帯ごと) ＜多数回該当＞	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% ＜140,100円＞	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯 Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限96,000円)
—	住民税 非課税世帯 Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80 万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

▼お問い合わせは、厚生労働省コールセンター(0120-617-111)へ。